

平成 25 年第 2 回与論町議会臨時会

会 議 錄

平成 25 年 3 月 26 日

与 論 町 議 会

平成 25 年第 2 回与論町議会臨時会会議録

平成 25 年 3 月 26 日（火曜日）午前 9 時 21 分開会

1 議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 26 号 与論町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 27 号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 28 号 平成 24 年度与論町一般会計補正予算（第 10 号）

2 出席議員（10 人）

1番 林 敏治 君	2番 高田 豊繁 君
3番 町 俊策 君	4番 林 隆寿 君
5番 喜山 康三 君	6番 供利 泰伸 君
7番 野口 靖夫 君	8番 麓 才良 君
9番 福地 元一郎 君	10番 大田 英勝 君

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 121 条による出席者（8 人）

町長	南政吾 君	副町長	川上政雄 君
教育長	田中國重 君	総務企画課長	元井勝彦 君
町民福祉課長	沖野一雄 君	産業振興課長	鬼塚寿文 君
建設課長	山下哲博 君	教育委員会事務局長	竹沢敏明 君

5 議会事務局職員出席者（2 人）

事務局長 川畑義谷 君 係長 朝岡芳正 君

開会 午前9時21分

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成25年第2回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、4番林隆寿君、7番野口靖夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、「会期決定の件」を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 議案第26号 与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第3、議案第26号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。議案第26号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。
B&Gプールの温水化及びFRPアイノコ舟購入に伴う使用料金の変更により条例の一部を改正するものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。
これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） これは使用料の改正でありますが、教育委員会のほうで改定案は作られたのですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） 教育委員会と現場の指定管理を行っているスポーツクラブと協議して決めております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私がなぜこういうことをお聞きするかと申しますと、与論のマリンスポーツ、海洋スポーツ関係というものは特に沖縄の海洋スポーツ関係の業者と比

較対照されやすいのです。金額が高過ぎたり安過ぎたりすると、沖縄と比較されて与論のイメージが悪くなつては大変困ります。局長の御説明によりますと、現場のスポーツクラブのメンバーと教育委員会とで相談して決定したとのことでしたが、沖縄との比較をされて決定されたものですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） 沖縄との比較は行っておりませんが、この料金は最小限に留めようということで、このような金額で設定しております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 比較を行わないで、どうして最小限とわかるのですか。

最小というのは、何かの物差しがあってそれと比較して初めて、最小や最大とわかるのであって、何か一つのレベルがないと判断基準にはならないと思うのです。そう思つたときに、私が懸念することを先ほど申し上げました。いわゆる沖縄との比較化です。沖縄と比較されることによって、我が町の海洋スポーツ関係の料金体系がおかしいのではないかというふうに見られてしまうと与論のイメージが悪くなるのではないかと思うのです。

例えば、民間で行つてゐるグラスボートの案内料金など、個人が設定する料金ならば、個人と個人との納得によってグラスボートを利用するわけです。しかし、条例で料金を定める場合は、他と比較されたときに苦情などを言われるのは行政側なのです。その場合、行政はどういうふうに説明するかということにかかつてくるのです。そういったことを心配しているから申し上げているのです。

なので、行政が料金設定を条例としている場合は慎重に事を進めていかなくてはならないという原則なのです。教育長の御意見をお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） ごもっともな意見だと思います。今回は、私どもがこれまでやつてきた料金設定を基準にして設定しております。その基準を設定した時点で沖縄との比較をしていたかというのを調べておませんが、正確な料金設定だと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 沖縄との比較がされていないので、今ここでだめだとは言えませんが、この議案が可決されたとしてもそれに対して前向きに今後もう一度、料金を比較して改定する余裕はあるのですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 特に水上バイクや水上スキー、アイノコ舟は今年初めて導入したわけですが、これは奄美だけにしかないものだと思いますので、奄美各地とも比較して今後検討していきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） そういう余裕を持たれて、奄美だけではなく原点は沖縄なので、本島に来られるお客様というのは、ほとんどが沖縄を経由して、沖縄でマリンスポーツを楽しんで、また与論で同じことをするという流れになつてゐるのです。だから、奄美ではなく沖縄との比較が必要ということなのです。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） 説明不足で申し訳ございませんでした。このアイノコ舟については、今後の維持管理の上で運搬時に傷などを付けないように職員が運搬を管理していくということで、運搬代などの費用を含めた金額でございます。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 沖縄も運搬代などを含めた金額となっています。私が言いたいのは、料金を設定するときに、これはどこの料金体系と比較しながら設定したのかということを質問したのであって、運搬代や管理代、メンテナンス代のことを説いているわけではないのです。ここで議決されたとしても、料金設定を今後改正する余裕があるかどうかということを質問しているのです。教育長よろしいですか。

○教育長（田中國重君） はい。わかりました。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町俊策君） B&Gの誘致は、私と担当だった川畠課長が、山町長から福町長の頃までの間、毎年繰り返し申請してできたものなのです。

当時は、各学校にプールがありませんでした。それで、与論町の子供たちは泳げない子がたくさんいました。

そこで、海に囲まれた与論町民が海の練達者であり、海洋思想を植え付けなくてはならないという目的で、このB&Gの申請をしてきたわけです。

与論に住む子供たち全員が、海の知識と技術を持っているということにしたいという目的で誘致したのがB&Gなのです。しかし、最近ではマリンレジャーの業者に成りかわっている。これでは当初の目的が全然達成されていないという残念な気持ちになります。もう一度原点に帰って、本来の目的である子供たちを海の練達者にすることの目的を復活させていただきたいと思います。

最近では、マリンレジャーを行っていますが、こういう事業を行う必要はないです。これでは、民間への圧迫ではないですか。

そういうことも考えて、最初の思想に戻っていただきたい。そういう気持ちでいっぱいです。いかかでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 与論町の場合、民間も合わせて海のレジャーを行っているわけありますが、宿泊施設においては、海の施設を全然持っていない方々もいらっしゃいます。ということで、教育を兼ねてその方々にも利用していただく考えで今まで進めてきています。特に、料金等については教育が大半の目的でありますので、できるだけ安くするように伝えてきたつもりですが、再度検討していきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町俊策君） この施設を誘致した目的は、現実的に自分の子供が泳げず、それ以前の先輩たちも泳げない人がほとんどでした。それから与論小学校、高校、那間小学校にプールができて、茶花小学校はB&Gにプールができた後に造られたのですが、周囲を海に囲まれた島で育った子供たちを海の達人にしてみたいということに賛同し、最初はなかなか許可してくれずに苦労したのですが、やっとの思いで許可していただけてB&Gができたのです。

だから、こういったマリンレジャーはやめていただきたいのです。それで、今民間

に委託をしているわけですけれども、この趣旨を理解した上で教育関係の重要な課題として取り上げていただきたいし、マリンレジャーに関することは民間に任せて、もっと基本となる海洋民族的な誇りや自信を持たせるような子供たちを育てていただきたいと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 教育長に質問します。アイノコという言葉は差別用語ですか。差別用語ではないですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） このボートは2つに途切れたということで、アイノコと呼ばれていますが差別用語ではないと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 教育長。教育長らしからぬ言葉ですね。アイノコという言葉は差別用語で、これは使ってはいけない言葉となっています。なのでハーフとかいう言葉で表すのが正しいのですが、こういう根底自体から教育長がこういうことではどうしようもないですね。まず、この名称を変えるべきだと思います。

続いてお伺いしますが、B & Gにおける施設賠償や保険については前にもお聞きしたことがあると思いますが、きちんとされているかということと、手元になければこの保険の内容についての資料を出していただけますか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） 後ほど資料で提出したいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先ほどの議員からの質問と同じ事になると思うのですが、B & Gがレジャー施設化されてきているということは、以前から指摘されていて、教育を目的にするべきではないかということは、以前にも言ったことがあると思いますが、ここ3年間ぐらいの個別売り上げと利用者数のデータを提出してください。以上です。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） わかりました。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓才良君） 改定要項に入っているわけではありませんが、確認のためにお伺いいたします。料金改定の備考（2）の部分で、入場料又はこれに類するものを徴収し使用する場合は、基本料金の20割増とするということになっていますが、これはどういう基準で決定したのかお伺いします。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） これは例規集からそのままとったものであります。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 議長、執行部、町長、教育長に聞いていただきたい。

我々議会は、こういった申し合わせを行っています。一議員が資料を要求する場合は、議長の許可を得て議長を通じて執行部のほうに依頼し、議会に資料を提出することになっています。

今日だけではないのですが、資料を提出してくださいと言うと、「はい。わかりまし

た。」と言って全議員に配布をするなど、いちいち時間を取っています。こういうことは、我々議員も考えないといけませんが、答弁する皆さんも、執行部の町長、教育長、議長もそういうことをしっかり考えて答弁しないと、何でもかんでも出してくださいといったら、「はい、わかりました。」と言っていたら、おかしいことになると思います。町長、教育長一言お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 今まで資料提出など特別なものに関しては、議長を通していただいて行っています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 教育長はどうですか。

○教育長（田中國重君） はい。同じ意見です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） それを行っていないから言っているのです。今、教育委員会事務局長から後で資料を提出しますと答弁されましたが、今までそういうことが何回かあったのです。この前、グラウンド購入の多目的運動場の問題でも、ある議員から資料を提出してくださいとの要求があり、資料を提出してもらっているのですが、こういうことは申し合わせ事項でないようにしましょうということになっています。我々議会は、議会の総意として必要な場合は議会運営委員会で決定して、議長の名前で資料を要求するのです。これは、町議会の会議規則にもうたわれている規則なのです。我々も申し合わせ事項でそう決めているのです。どうですか。副町長間違っていますか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） おっしゃるとおりだと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） こういうことを申し上げる必要はありませんが、ぜひ町長も教育長も、これから総務企画課長になられる可能性のある沖野課長もそういうことがあるわけだから、きちんとしたルールに基づいて行っていただきたいということをここで申し上げたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓才良君） 料金改定に伴って理由をという観点から一言申し上げたいと思うが、B & G 海洋クラブ等の利用等については会員が少ないという問題があります。

この利用促進ということについては先ほど3番議員からありましたように、設置当初の理念等を確認しながらどのようにしたら青少年が多く利用して健全に育っていくかという観点から、ぜひ各スポーツ少年団の年間行事計画の中に海洋クラブ等の事業等を取り入れて、全体的に各青少年が利用できるようなことをぜひ図っていただきたいと思います。町長お願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） B & G 財団の本部も利用率を気にしておりまして、報告をしないといけないことになっています。そういう点もありますけれども、もともと利用していただくためにやっておりますので、利用者をどういうふうにして増やしていくか、今

はスポーツクラブが指定管理してやっていますので、指導していきたいと思います。

また、海洋少年団の会員増につきましても、これもB&Gから要望がありますので進めてまいりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓才良君） これについては、資格を持った方々が本町にはいますので、小さい頃から子供たちがきちんとした形で指導を受けて、子供たち自身が体得していくと、その子供たちが与論に帰ってきたときにどういう展開ができるかというと、自信を持って観光関係のインストラクターとして名を売っていくわけです。そういう大きな未来に対する夢を子供たちに与えながら、ぜひこのB&G海洋センターを有効に、かつ、効率的に活用していただきたいと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 今まで行ってきた結果をB&Gが関連する施設利用について毎年チェックしているわけですが、特A、A、B、C、D、E、Fの7段階があり、与論の場合は特Aということで十分に活用しているという評価をB&Gからいただいております。それを継続できるように頑張っていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓才良君） 今、申し上げたのはこれまでの流れの中では、特Aという高い評価をいただいておりますが、B&G海洋センターを通して、どういった形で子供たちに夢を与えていくかという基本的な考え方方が、我々にきちんとした筋として通っていないかったのではないかということの反省を踏まえて、そういう方面で子供たちにも指導していただきたいということあります。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 先ほど、麓議員からもありましたが、(2)の備考のところで、これは要するに本町以外の方が利用する場合に20割増という表現ですか。それでしたら、使用者が本町に住所を有しない場合という文章の表し方をしないと意味が分からぬと思います。

それと、B&Gは現在委託されておりますので、例えば施設を利用する場合、町の職員が知人・友人だという関係でお客さんを無料で利用させた場合、後で問題が起きたというのでは非常に困ると思いますので、そういった管理はきちんとしてもらうよう教育委員会のほうから指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） 御指摘の点を改善して、現場のほうと連携を密にしていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 今の児童生徒への3番議員から指摘されたようなことについては、学校行事の中でそれぞれの学校で全ての子供たちが遠泳に挑戦し、2,000メートルは泳げるようについて教育しています。より海洋を楽しめる子供たちの育成を目指しています。

それと、先ほど喜山議員からありましたアイノコ舟という言葉でございますが、船

の業者が設定した名前ということでした。この名前を変えるということに関してはスマーズにはできないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町俊策君） 委託と同時にいろんな道具も渡していると思うのですが修理費や償却年数などそういったものを含めてその責務はどこにあるのですか。水上スキーの板が壊れたという費用はスポーツクラブが出るのか、それとも町が出るのかというのが不明なのですが、そういった細かな問題をもう一度検討してもらい、次回また審議してもらえないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） 備品の管理については教育委員会のほうで協定書で管理などを行っております。ただし、指定管理者が自ら購入した備品については別に台帳を作成して管理するということになっています。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第27号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第4、議案第27号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第27号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

平成25年4月1日より日本自治体労働組合総連合（自治労連）に加入することが決定し、組合費等を控除する必要があることから、本条例を改正するものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ ----- 日程第5 議案第28号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第10号）

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第28号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第28号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして地方交付税436万8000円、土木費国庫補助金317万8000円、町債の一般単独災害復旧事業債3400万円などを増額している一方、基金繰入金で財政調整基金繰入金が3146万7000円、庁舎建設基金繰入金2800万円を減額しております。

次に、歳出の主なものといたしまして総務費の島づくり対策費に自治公民館シャッター等修繕料として1152万5000円、衛生費のハキビナ墓地防護事業費2726万円などを増額している一方、諸支出金で財政調整基金積立金2797万7000円及び庁舎建設基金積立金2800万円を減額しております。

歳入、歳出予算の総額から歳入、歳出それぞれ1389万8000円を減額し、一般会計予算総額42億6849万6000円となっております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町債の3, 400万円の主な便途について説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） お答えします。公立土木施設、公立学校施設、その他の公共施設等でございます。

100%充当で9割補助でございますが細かく申し上げますと、漁港防波堤の補修、体育館玄関サッシの補修、キャンプ場共同炊事場屋根等の補修、前浜海岸公衆トイレの補修、供利漁港公衆トイレの補修、サザンクロスセンターの補修、シーマンズ公衆トイレの補修並びに石積み、高倉の補修、空港前トイレの補修、ミコノス通り外灯の補修、奄美十景休憩所の補修、B & G艇庫屋根の補修、と畜場屋根等の補修、昇龍苑の補修、保健センター南側大型サッシの補修、那間地区ほ場フェンスの補修、立花地区フェンスの補修、光ケーブル断線等の補修となります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 13ページの教育費で与論高校教育支援補助金となっていますが、中身について説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 三年前、社会教育で講師をお願いして講演会を開きました。そのときの報酬の10万円を講師から自由に使ってくださいということでしたので、記念に植樹をしたのですが、今回の16・17号の台風で枯れてしまいました。講師に対して、大変申し訳ないということで、琴平にはソテツしか植えることができないのだと話をしたら、みんなのために10万円は寄付しますとのことでした。また、ちょうど自分も茶花小学校を卒業して80年になるところで、記念に300万円を皆さんのに教育を使ってくださいと、ありがたい寄付をいただきました。それを財源として、高校生や小学生、中学生も入っているわけなのですが、漢字検定や算数検定、英語検定など、2級以上になりますと島では受験できないので、受験者が少ないということで、その受験料に使わせていただきたいと思っております。さらには小学生、中学生も受験しますので、その子供たちにも、そして、こども園の図書が少なくて十分に借りられないということですので、10万円ずつを各こども園に支出し、与論の全ての0歳から18歳までの子供たちに教育が行き渡るよう支出を考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） こういう素晴らしい話は、別にきちんと説明がほしかったと思って、私もなぜだろうと思ってお聞きしたのです。いつも高校の検定関係については旅費とかをいろいろ要求されておりますが、非常にありがたい話で、この機会にまたこういう支援金の制度として取り入れていただければありがたいと思います。

次に、ハキビナの災害の件です。南海岸防災の事業計画をされていますが、支援方針については、どういう形で行っていますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 南海岸一帯、麦屋漁港までありますけれども、総合的な判断がまだなされていないという状況で、それがまだ何年かかるかはつきりしていない中で、

また今年台風が来るとハキビナの墓方面の被害は相当なものがあるということで、暫定的に土のうを積んで、土のうは東北の災害でも十分に堪えられるということがはつきり示されておりますので、大体3メートルぐらいの土のうを積んで応急処置をしたいという考え方であります。

総合的に見てから、きちんとした構築物をどうするかは、再度地域の方々の指導を受けながら行いたいと思います。

先日、土のうを積んでこういう応急処置をしたいと、現地で説明して皆さんのお理解を得ております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この事業について、どうのこうのというわけではありませんが、結局こういう災害は想定外と言わいたら想定外かもしれません、想定できないことはないと思います。

逆に担当課の課長も町長の方でも、こういう防災計画の中でこういう形でやっていきたいというある程度の構想は持っていると思います。例えば具体的に県と打ち合わせを、きちんとした計画がなかったとしても、ただ将来に対するそれぞれの防災計画を鑑みて、これにいわゆる整合性のある形の事業があつてほしいと思うわけです。

要するに、今の緊急の対応だけではなく、将来に向けて一つの整合性のある事業、お金の使い方であればなおさらよいと思いますので、そういう意味で現在計画している防災計画との整合性や防災に対する考え方をきちんとして、この事業を将来にも役立つような形で行っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） おっしゃるとおりで、土のうを積むということがはつきり決まったときに、他のセメントとかいろいろありますと、それこそ全部壊してやり直しということになってしまいますので、土のうだとそのまま植栽ができるという考え方から、土のうにしようということで、3年から4年は大丈夫だと県の専門家からの御指導もありまして、無駄にはならないという思いで進めているところです。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私が質問した後に質問しないでくださいね。

町長にお聞きしたいことは、今、総務企画課長が事業計画箇所の説明をいたしました。

これは聞き間違いでなかったら、90%の補助とおっしゃいましたか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 100%充当できて9割は交付税措置でくるということです。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私が不思議でたまらないことは、この前の南海日日新聞を見ましたら、道路いわゆる港湾、あらゆる公共施設が台風や大きな災害に遭っていないため、崩壊していないために、激甚災害の認定の指定は与論町だけはお金がなかったということで、南海日日新聞には大きく報道されました。それは町長も御存じだと思います。もちろん町長には県から連絡があると思いますので。

そこで今、町交付税措置で90%は賄えるということをおっしゃっておりました。

今、喜山議員への答弁からすると、南海岸の防災計画だけ計画を立てておりますから、それとともに災害のあった地域は計画に基づいて修復していくこうというのが県の方針らしいです。

我々は、財政調整基金を積み立てている。あるいは庁舎基金を積み立てている。それを取り崩して一時的に災害のあった地域の復興にお金を充てるわけです。後はそれを使って交付税措置で戻ってくるからいいだろうという考え方かもしれません、私が納得いかないのは、町長が交渉の経緯の中であれだけ15・16・17号という台風の災害があったのに、誰が見ても大きな災害なのです。道路、港湾、もちろん麦屋漁港もそうですけれど、南海岸一帯もあれだけの災害があったのになぜ、激甚災害が適用できなかったかということを思うときに、県の認識と町長の交渉の認識には食い違いがあるのではないかという気がしてなりません。

その食い違いの部分を町長御自身が交渉されたわけですから、その経緯と今どう考えておられるかということを知りたいのですが、町長お願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 私も、与論町は激甚災害に指定されると思っていたのです。ところが、隣の島が指定されてしまって、とんでもない話だということで県の方に問い合わせをしたのですが、他の新聞にはその理由が載っていたわけですけれども、一つの新聞にはその理由が載っていなかったのです。実は私どもの災害は人家が主で、農作物や公共施設はそんなに他の島と比べたら災害がなかったのです。その基準から相当離れているということで納得せざるを得ない状況でした。

激甚災害には指定されなかったけれども、激甚災害に代わる他の方法でお願いできないかと申し上げたのですが、住宅面ではそれ相応に他で行っているということで回答がありました。

その代わり、南海岸一帯については県の尽力を相当頼みますということで、その埋め合わせはそこで行っていただきたいということで引き下がってきております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私は、そこで引き下がってはいけないと思います。と申しますのは、産業振興課長がここにおりますのでお聞きしますが、本町の道路の路肩の崩れ方というのは大きなものがあります。それをあらゆる手段で災害復旧をしていただきました。

今の計画は、南海岸一帯の漁港だとか島の崖崩れとかというのしか見ておりません。県はそれを青写真化して、南海岸防災計画という形でそれを順次意見に基づいて、検討してあげようという考え方を持っておられるわけです。

しかし、その内側の部分は一般財源を持ち出して行っているのです。そういうことも激甚災害の対象になるわけです。

今、総務企画課長の御説明によりますと、90%が交付税で後の見返りが返ってくるという考えですけれども、本当にこれが確実なのかどうかというのが信じられません。

鹿児島県に住んでいて、また与論町の議員としても恥ずかしいのですが、今まで県

というのはほとんどがそうなのです。

そういう相手を見ていかないと、県が言うから納得しましたということではなくて、それに変わる何かを、激甚災害の適用を受けられなかつた何かを、引っ張り出してくるようなことを、考えていかなければならぬのではないかというのが私の論法なのです。

というと、どこをどうしたらいいのですかと町長は私に質問したいと思いますが、私が言いたいことは、政策論なのです。私が町長ならこうしますということを申し上げなければなりません。というはどういうことかと申しますと、例えば、先ほど申し上げた産業振興課に係わる内陸部の災害をどう持ってこれるのですかということや、県道の問題をどうしますかということも持ち出しておく必要があるのではないかと思うから申し上げているのです。

町長が何もしていないと言っているのではなくて、出来ればもう少し押していただきたいと、この前の南海日日新聞を見たときにそう感じたから申し上げているのです。どうかひとつ総務企画課長も次期総務企画課長へ引き継いで、そういうことを忘れないで肝に銘じて、引き継ぎ事項として淡々と県との交渉を進めていただきたいということが現町長に申し上げたいことあります。町長はどう思われますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 与論の場合は国営事業がないわけです。できるだけ県単の事業を増やすでもらいたいと、常に気にして今までお願いするときには、まずは国営事業に匹敵するぐらいの県単事業を行うべきではないかと主張してきたわけです。

先日も、道路の拡張等、交差点改良について費用対効果ばかり言ったら、与論は何もしないということになるのだということだったので、そうではなくて与論の場合は特別に県単事業を増やすしかないと。

25年度については県単事業の新規事業が小休止になっているものですから、そういったものも考えて考慮していただきたいということでお願いをしてきました。

知事にも近いうちにお会いしますので、そのことは強く要望したいと思います。そうしないと与論は浮かばれないと思っています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 最後に、私が一番心配することは、県としては南海岸防災計画に基づいて与論町は整備するから、別に激甚災害に適用しなくてもよいではないかと置き換えられて、計画が本当に着実に実施されるのならばそれでよいのですが、計画で終わることが多いのです。計画を立ておいて、もうお金がなくなったから、後に回すというのが鹿児島県の実態なのです。

現在は、言葉を濁して南海岸防災計画の青写真とともに作りましょうと言っておいてから、財政調整基金であるお金を使わせておいて、庁舎改築予定の基金を使わせておいて、そして、言葉で騙していく間にか忘れてしまい、南海岸防災計画の案もなくなってしまったということがあり得るということを心配しているから申し上げています。最後に副町長のお気持ちを聞かせていただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 今、野口議員から指摘がありましたけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり基本的なことは大事なことですので、それを真っ当に通して進めていきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 他に質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

○議長（大田英勝君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議員 林 隆壽

与論町議会議員 野口靖夫